

公益財団法人福島県区画整理協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福島県区画整理協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を福島県郡山市に、従たる事務所を福島県いわき市に置く。

2 本協会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本協会は、都市計画に基づく事業の促進と向上発展に努め、良質な市街地の形成を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 都市計画に関する調査及び研究事業
- (2) 土地区画整理事業等に関する業務の受託及び支援事業
- (3) 土地区画整理事業の普及啓発事業
- (4) 土地区画整理事業に係わる技術者の養成事業
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、福島県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本協会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種類)

第7条 本協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第4条の事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条の財産目録で特定された財産
- (2) 基本財産として寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第9条 本協会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をする

ことができる。

- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
 - 4 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに福島県知事に提出しなければならない。
(事業報告及び決算)
- 第11条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会で報告するものとする。
- 2 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に福島県知事に提出しなければならない。
 - 3 本協会は、第1項の定時評議員会の終結後、直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。
(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)
- 第12条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。
(会計原則)
- 第13条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 本協会に、評議員3名以上6名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員長は、評議員会において選任する。
- 4 評議員は、本協会の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。
(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項を議決する。
(任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(報酬等)

- 第18条 評議員は無報酬とする。ただし、常勤の評議員には報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬規程による。

第2節 評議員会 (構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬の額及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算(報告)
 - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
 - (8) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第42条第1項第1号の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。
(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。
(招集)

第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。
(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
(議決)

- 第25条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(評議員会規則)

第29条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第30条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第31条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、専務理事及び常務理事は、それぞれ1名とする。

5 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本協会の業務の執行を決定する。

2 理事長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

4 理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集

通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- 4 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期については、前項によるものとする。

(解任)

- 第35条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第36条 役員は無報酬とする。ただし、監事及び常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬規程による。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第51条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第38条 本協会は、役員一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。

(顧問)

- 第39条 本協会に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたいえで選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

- 第40条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(構成)

- 第41条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本協会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事である理事長、専務理事、常務理事の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産（特定財産を含む）の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 第38条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結（種類及び開催）
- 第43条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第33条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- (招集)
- 第44条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- (議長)
- 第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- (定足数)
- 第46条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (議決)
- 第47条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。
- (決議の省略)
- 第48条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- (報告の省略)
- 第49条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第32条第5項の規定による報告には適用しない。
- (議事録)
- 第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。
- (理事会規則)
- 第51条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第55条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 前2項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を福島県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第53条 本協会は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を福島県知事に届け出なければならない。

(解散)

第54条 本協会は、一般社団・財団法人法第202条第1項の第2号を除く各号、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

- 2 前項によるほか、本協会は、第3条に規定する目的が達成又は達成の不能が確定したときは、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第55条 本協会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の議決により、本協会と類似の事業を目的とする公益法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第56条 本協会が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第57条 本協会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第58条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第59条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第61条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 会員

(会員)

第60条 本協会の主旨に賛同し、後援する団体又は個人を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の議決により、別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第62条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第63条 本協会の公告は、電子公告による。

第10章 補則

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本協会の最初の理事長を藁谷伸一とする。

4 本協会の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

藁谷 伸一
馬場 光
東間 友秀
松崎 正利
助川 浩一
齋藤 隆
田中 司郎

5 本協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

阿部 昌昭
佐藤 祐一
菅野 康裕
根本 隆則
渡部 龍一
佐藤 清孝